

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		ケアハウスの利用の決定
根拠条例・規則等名		さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒル うらわ条例、同施行規則
条 項		条例第 12 条、規則第 9 条第 1 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	入所申請の日において市内に 1 年以上住所を有する者で厚生労働大臣の定める利用者に該当するものその他特にケアハウスへの入所を必要と認める者
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 31 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	入所の決定は、施設長その他入所の対象者に状況により必要とされる職員等の議を経て行うものとするとしており、事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		